

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 本業務は、令和6年度に開催する「第48回全国高等学校総合文化祭」の開催に向けた広報を行うために令和4年度に制作したウェブサイト（以下「総文祭ウェブサイト」という。）の運営・保守管理を行うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 総文祭ウェブサイトは、適宜にイベントや部門の情報を発信していく必要があり、安定した運用を行うことが求められる。そのためには、本ウェブサイトやサーバ等のシステム構成を熟知している必要がある。 また、本ウェブサイトは、同年度に開催する「『清流の国ぎふ』文化祭2024」のウェブサイト（以下「文化祭ウェブサイト」という。）と一体的、効果的に連携する必要がある。このため、両大会の共通事業情報など、コンテンツの追加・更新等に当たっては両ウェブサイトにおいて統一的なデザインを作成し、即時に掲載していく必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 株式会社リーピーは、令和4年度の総文祭ウェブサイトの制作業務及び令和5年度の保守管理業務契約の相手方であり、総文祭ウェブサイトのシステムやサーバの運用保守、障害発生時の対応等を熟知している。 また同社は、令和4年度に文化祭ウェブサイトの制作を行い、令和5年度の保守管理業務契約の相手方でもあり、両ウェブサイトにおける統一的なデザインの考案・作成、共通の扉ページ（トップページ）の作成などの実績がある。 以上のことから、株式会社リーピーは本業務の契約相手として適當な唯一の事業者である。</p> <p>なお、同社が本業務の契約相手となる場合は、現行サーバからのデータ移行作業が不要となるため、移行に要する経費が不要となる。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。